

浜松市難病患者在宅療養支援計画策定・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ることを目的に、要支援難病患者に対する在宅療養支援計画（以下「支援計画」という。）の点検評価を行うため、浜松市難病患者在宅療養支援計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- 1 難病患者 厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）の対象疾患患者及び関節リウマチ患者をいう。
- 2 要支援難病患者 難病を主な要因とする身体の機能障害や長期療養の必要から日常生活に著しい支障がある在宅の難病患者で、保健、医療及び福祉の分野にわたる総合的なサービスの提供を要する患者をいう。

(所握事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行なう。

- 1 要支援難病患者を対象に、訪問相談、訪問看護、ホームヘルパーの派遣の各種サービスを患者実態に合わせて効率的に供給するために策定する支援計画に関すること
- 2 前号の支援計画の実施後における点検及び評価に関すること
- 3 支援計画の円滑な実施のため関係機関の協力に関すること
- 4 浜松市が行う難病対策事業に関すること

(組織)

第4条 委員会は、庁内関係部課及び専門委員をもって組織する。なお、必要があると認めるときは、前段に掲げる者以外であっても会議に出席させることができる

- 1 専門委員は、次の各号に掲げる難病事業関係者5人以内のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 難病治療に従事する医師
- (2) 難病相談に従事するソーシャルワーカー
- (3) 難病患者等ホームヘルパー養成研修を受講したホームヘルパー
- (4) 難病患者等の介護保険ケアプラン作成に従事するケアマネージャー

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門委員の会議への出席は、保健予防課長からの依頼によるものとする。

(専門委員)

第5条 専門委員は、第3条に掲げる事務について、専門的立場から、提案及び意見具申を行う。

(事務)

第6条 庶務は、保健予防課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。